

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	宝満川前川排水機場 3 号ポンプ設備修繕工事
工 事 概 要	本工事は、筑後川河川事務所が管理する前川排水機場のポンプ設備が経年劣化しているため、主ポンプ設備の分解整備、主原動機及び動力伝達設備の更新を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 筑後川河川事務所長 塚原 隆夫 福岡県久留米市高野一丁目 2 番 1 号
契 約 年 月 日	令和 6 年 6 月 5 日
契 約 業 者 名	(株) 電業社機械製作所
契 約 業 者 の 住 所	福岡県福岡市博多区博多駅東 2 - 1 0 - 3 5
契 約 金 額	2 9 5 , 9 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
予 定 価 格	2 9 7 , 7 8 1 , 0 0 0 円 (税込み)
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	別紙のとおり
工 事 場 所	佐賀県鳥栖市安楽寺地先
工 事 種 別	機械設備工事
工 期 (自)	令和 6 年 6 月 6 日
工 期 (至)	令和 8 年 3 月 3 1 日
備 考	入札情報サービス (P P I) (https://www.i-ppi.jp/Search/Web/Koji/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び工事名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

随意契約理由書

1. 工 事 名 宝満川前川排水機場3号ポンプ設備修繕工事
2. 施工場所 佐賀県鳥栖市安楽寺地先
3. 契約の相手方 住 所 : 福岡市博多区博多駅東二丁目10番35号
会社名 : 株式会社電業社機械製作所
電 話 : 092-409-3173
4. 随意契約適用法令 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

- 1) 当該工事の目的・内容

本工事は、筑後川河川事務所が管理する前川排水機場のポンプ設備の更新及び修繕を行なうものである。

- 2) 随意契約に付する理由

本工事を実施にあたっては、当初工事契約の受注者（以下「当初受注者」という。）が独自に管理し保有している技術（以下「ノウハウ」という。）が必要である。

排水機場ポンプ設備は各メーカーのノウハウによって全体システムが構成されており、一部の機器を修繕する場合でもシステム全体の熟知が必要となる。

株式会社電業社機械製作所は、当該設備の当初受注者であり、当該設備のノウハウを有し、システム全体を熟知している。

以上のことから、本工事を履行するに必要な要件を具備している機関として（株）電業社機械製作所を特定し、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号）及び「参加者の有無を確認する公募手続」（平成18年9月28日付け国官会第935号）に基づき、（株）電業社機械製作所以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、他者から本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから、（株）電業社機械製作所が本工事を履行できる唯一の機関と判断し、当該業者との随意契約手続に移行するものである。

よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、上記業者と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)

管理課長